

# 塩田まちづくり協議会竹粉碎機管理規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、塩田地域の景観を保全等するため、塩田まちづくり事業計画の生活環境保全事業に位置づけている荒廃竹林の整備を推進するために利用する竹粉碎機の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用対象者等)

**第2条** 竹粉碎機を利用できるのは、塩田まちづくり協議会規約第5条に規定する会員（以下「会員」という。）とする。

2 利用する者が個人の場合には、塩田地域に居住していることを証明する顔写真付きの身分証明書を事務局に提示しなければならない。

## (利用の申請)

**第3条** 竹粉碎機を利用しようとする会員は、事前に利用許可申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

## (利用の許可)

**第4条** 竹粉碎機を利用しようとする会員は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 地域住民に対して迷惑行為となるおそれがあるとき。
- (2) その他竹粉碎機の管理上支障があると認められるとき。

3 会長は、許可について必要な条件を付することができる。

## (許可の取消し等)

**第5条** 会長は、前条の許可を受けた会員が同条第2項各号に該当すると認められたとき、又は同条第3項の条件に違反したときは、竹粉碎機の利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

## (使用料)

**第6条** 竹粉碎機を利用しようとする会員は、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、利用日1日当たり4,000円とする。ただし、利用時間が3時間以内の場合は、2,000円とする。

3 使用料は、利用許可の際に徴収する。

### (還付)

**第7条** 会長は、既納の使用料について正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 使用料の全部又は一部の還付を受けようとする会員は、還付の理由を記載した還付申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

### (遵守事項)

**第8条** 竹粉碎機を利用する会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 竹粉碎機を適切かつ丁寧に扱い破損することがないように注意を払うこと。
- (2) 竹粉碎機は、会員のうち塩田まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）が開催する使用講習会に出席した者が必ず操作すること。
- (3) 前号に掲げる使用講習会に出席した者がいない場合は、会長が指名する指導員（竹粉碎機を操作し経験が豊富にある者）を必ず配置し、指導を受けること。
- (4) 前号により配置した指導員に1回1,000円（2時間ごと）の指導手当を支払うこと。
- (5) 竹粉碎機を操作する者及び指導員は、必ず傷害保険に加入すること。
- (6) 利用の度にエンジンオイルの有無を確認すること。また利用後は燃料を満タンにして返すこと。
- (7) 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (8) 利用後、利用簿を記載するとともに故障等の有無を塩田まちづくり協議会事務局（以下「事務局」という。）へ報告すること。

### (利用方法等)

**第9条** 利用方法等は、別に定める方法による。

### (日常の管理等)

**第10条** 事務局は、竹粉碎機が正常に作動するよう定期的に点検を行うこととする。

2 事務局は、竹粉碎機の使用講習会を定期的に開催し、会員が安全かつ適切に使用できるように努めることとする。

### (損害賠償)

**第11条** 竹粉碎機の利用における事故等に関して、本協議会は責任を負わないものとする。

2 会員が適切な操作をしなかったために竹粉碎機が破損した場合は、会員が相応の賠償をすることとする。

### 附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行する。